

211-89

特54
471

國民
必携

牧村兼吉著

所得稅法註解

完

東京
巖々堂發兌

033076-000-0

特54-471

所得稅法註解 (國民必携)

牧村 兼吉 / 著

M20

BBJ-0381



この税法註解を購讀せらるゝ方々にまで口上



治よ居て。乱を忘れずとい。太平無事の。時よ在りても。軍事のあとも。
 忘れず。用事。争の。身がまへをし。巨砲を鑄り。堅艦を備へ。事の起
 國をなす。依令。それ面よ。笑を粧ふも。腹の中に。針もあ
 火れ手の舉るが如き。ことあらん。我々日本人ハ。
 如何にして。之を打勝ち。如何よ。國の威光を
 揚げ。如何にして。日の丸は國旗を。朝風を翻して。攻來る外敵を。西は海
 比西に。追拂ふべきを。得べきぞ。敵ハ空手よ。防がれぬぞや。戦争ハ。
 瘦腕よ。由來ぬぞや。我日本ハ。島國あり。寄せ來る外敵ハ。巨艦よて
 來ること。必定あり。港々よ。多くの鉄艦を。備ふべし。要害の地よ。堅

固なる臺場を築くべし。水雷火を仕掛くべし。彈藥液。備ふべし。鉄炮も磨くべし。劍も研ぐべし。兵糧を蓄ふ。十分あるべし。サテ此等の用意を整へんに。先づ第一は。軍用金に。事欠くこと。あうる可らぬ。申をも畏し。我が神武勳聖ある。

天皇陛下より。深く海防の事。聖慮を惱ませられ。宮中此用度を節せらきて。今般御手元金。五十萬圓を。其費用に内へ。下賜あらせられたり。又勅令第五號を以て。發布せられたる。此の所得税法も。其の税額ハ。擧て海防の費。供用せらるる。御主意ありと承り及びぬ。嗚呼。我々日本人民たる者。誰れが其國を。思はざるべし。誰か敵人に爲め。我地を踏まき。我財を奪われ。我家を火を。我婦女を姦せられ。我兒を殺され。而して我身奴隷とせらるるの。悲惨き有様。陥ることを。憎まざるべし。嗚呼。夢忌ましくし。斯る事ハ。言はずもがな。否か。斯る事ハ。あるべくん

あり終ど。彼の治し居て。乱を忘れずと云ふなる。古人の金言を思ひ。又た我が天皇陛下。勸慮のほどをも。推し量り奉り。我々日本人民たる者。今日此時。この必要ある。費途。供する。その所得税法。向ひ。苟よも苦情がましき。言語を陳る。おとなく。各々其資産營業の。分限。應じ。以て。さきよく。其負担。税額を納め。責めて。其の國民たる。義務。乃。萬一と。盡さん。と。を。思はざる可らぬ。案。定る。よ。その税法。たる。一年。三百圓以上。の。所得。なき者。一切税金。課せられざるの法。とり。ふれ。蓋し。政府。が。深く。民情を。察せられ。細民の頭より。此費用を。取立られざるの。主旨。よ。きて。眞の時態。よ。適したる。ものと云ふべし。遮莫。われ。我々。その。免税。乃。位置。よ。立ち。あつ。ある。こと。を。喜ぶ。べ。から。甘ん。ば。べ。から。ず。今。より。の。後。ハ。相勉。め。相勵。みて。空しく。時間。を。費さ。ず。濫り。小。金。錢。を。費。は。せ。善く。働。き。善く

儲け智識を増し、身体を健康よし。一年三百圓位の所得ハ、堂でも取れる。身分とあり、その税法は従ひ納税すべき位置におまゝ進み至らんことを望まざるべからず。嗚呼。我々同胞兄弟として、幸よく能く、その心あらば、實は未頼母し、眞は心丈夫あり。

右の如に次第あれバ、我々日本人民たる者ハ、何人にてモ、一應ハ此の税法の心得をからざるべからざる。ことありとモ、然き共世間實務は專從して、文字は疎あるの人をさし非れバ、是等の人は、爲よもとして、その税法は註解を加へ、茲之を世に公多よめる。おや、いゝをしぬ。註解人の誰を。是空樓道人。發賣所ハ、神田の巖々堂。根岸の賛育社。時ハ明治の二十年。神武天皇祭。春風浩蕩。櫻花爛熳のあした。

〔朕〕ハ天子の吾と呼べる。御言葉なり。〔所得税法〕營業其他より得る所の金高は應じて取立らるる。租税の規則あり。〔裁可〕天子の御心に善しと思はし御取極相成りたるなり。〔公布〕一般の人民へ御知らせ相成たるなり。凡そ公布よて定まりたる法律ハ、我々人民が知らぬと言ふことハ出来ぬこと。心得べし。〔御名〕ハ天子の御諱を配らされたるものなり。

〔御璽〕ハを以ていひて天子の御印形と押されたるなり。〔勅令〕政府より出づる法令の中に勅令、法

國民 必携 所得税法註解

東京 牧村兼吉 注解

朕所得税法を裁可し、茲之を公布せしむ

御名 御璽

明治二十年三月十九日

内閣總理大臣 伯爵伊藤博文
大藏大臣 伯爵松方正義

右の公布ハ、今般新たる所得税法を定められたるに付て之を國民一般に知らしめられんとて、兩大臣勅を奉じ、勅令第五號ハ三月二十三日官報と以て此事を天下に仰出されたるなり。

勅令第五號

所得税法

勅令第五號ハこの公布の番號にして、所得税法とハ即ち下の第一條より第二十九條までの件々及び附則までを總稱したるこの法律の

律閣令省令等ありて
區別ありて國民一般に與
する重大のことに勅令若
くは法律を以て定めらる
ることとなり勅令と天子
自ら勅を下して仰出さ
れたることを言ふものは
「資産」身代のこと即ち
資本財産のことなり「營
業」商人の物を賣り職工
の物と製造し農民の收穫
と得るが如き類皆な營業
よて即ち家業と營むとい
ふことあり「同居」家と共
よして同じく暮らすこと
「家族」已れは附從ひたる
ものよて妻子弟妹の如き
ものと云ふ「戸主」一家の

主人といふ「合算」合併し
算當することなり「定則」
定めたる所の規則「算出」
算盤にてはじき出すこと

「公債證書」政府にて發行
したる借入金金の證書なり
「政府の特許を得て發す
る證券」共同運輸會社と
三菱會社と合併したる
とき政府の許可を得て發
したる證券ある由なり此
外未だ此種類の證券ある
を聞かず「利子」利足のこ
と「株式の利益配當金」株
金より生ずる利益の分配

名なり

第一條 凡そ人民の資産又ハ營業其他より生ずる所
得金高一箇年三百圓以上ある者の此税法は依て所得
税を納むべし

但同居の家族は属するものハ總て戸主に所得を合
算するものとす

本條ハこの税法全体の精神を示されたるものよて凡そ我日本帝國
の人民たるものハ其身代財産より又ハ農工商等の營業より其外官
私の給金手當又ハ貸金預金の利足等より得たる所の金高一箇年三
百圓以上「一ヶ月平均二十五圓以上ある者」ある者ハ此の税法は依
て税金を上納すべきことを定められたるなり「税金上納の割合ハ
第四條を見るべし」最も同居の家族即ち妻子弟妹等の得たる金高
ハ戸主の所得金高に合算し戸主より其税金を上納することとなり例
ハハ戸主の所得金一箇年ハ二百五十圓あり同居の弟妹にして全六
十圓の所得金あらんにハ之を合併して合金三百十圓の金高となる

を以て其高に對するの税金と上納するが如し

第二條 所得ハ左の定則に據て算出をべし

本條ハ所得金の種類に依りて税金と算出する方法を示されたる
ものなり即ち其種類を分て二となし第一ハ直に其金額と以て所得
とする者第二ハ或金額を取除きたる金額と以て所得とする者とし
次に所得金額の算出法を定めたるものなり下の如し

第一 公債證書其他政府より發し若くハ政府の特
許を得て發する證券の利子營業にあらざる貸金
預金の利子、株式の利益配當金、官私より受くる
俸給、手當金、年金、恩給金及割賦賞與金の直は其
金額を以て所得とす

本項ハ直に其金額を以て所得とする者の種類を掲げたるもの
なり直に其金額を所得とするもの例へハ公債證書と所有し又
ハ人ハ金員を貸し又ハ預けなどして利足金一年に三百圓乃至
五百圓千圓以上あるときハ即ち其金額を直ちに其人の所得とな

也「官私」官とハ政府のことと私とハ人民のことを指す「俸給、手當金、年金、恩給金」以上みな賞ひ受くる金員なり「割賦貸與金」諸借金其外積金等と頭割りより分配して賞與とするなり「資産」元手金なり「營業」なりハいと訓す「種類」品々の區別「收入」賣上料等の如き入金といふ「物品」品物のこと「代價」ハ代料と同じ「國稅」地租の如きものにて政府が全國一般にかゝる費用の爲めに取立てらるる稅をいふ「地方稅」營業稅の如き政府が其の府縣

内の費用の爲めに取立てらるる「區町村費」の區町村内の費用の爲めに取立てらるる「稅」なり「備荒儲蓄金」大旱、洪水其他の天災等にて飢饉の難あるとき其難を防ぐ爲め豫め用意として備置く年々の積金なり「原質物」とは其品物を作りたる元の材料なり例へば「サール」や刀を作るには鉄と鋼とを元とする内へ鉄と鋼とは「サール」刀の原質物なりこれにて其他を「販賣品」とは賣物といふがごとし「原價」

其金額に應ずるの稅金を納めしむることなり米商會社、鐵道會社、郵船會社等會社の株主が利益配當金を受け政府の官吏や會社の役員職員等が俸給、手當金、其他年金恩給金及割賦貸與金等と受くるが如きは皆な其得たる所の金額と直に所得と認め其金額に應じて定則の稅金を納めしむる者なり

第二 第一項を除くの外資産又ハ營業其他より生ずるものハ其種類に應じ收入金高若くハ收入物品代價中より國稅、地方稅、區町村費、備荒儲蓄金、製造品ハ原質物代價、販賣品ハ原價、種代、肥料、營事利業ハ屬する場所物件の借入料、修繕料、雇人給料、負債ハ利子及雜費を除きたるものを以て所得とす

本項は或る金額を取除きたる金額を以て所得とする者の種類を掲げたるものなり或る金額を取除きたる金額を以て所得とするとは例へば農民若くは商人の如きは官吏の月給を取るが

如きの譯にはあらざして「資本をも供し且つ其營業に於ては國稅、地方稅、等種々負擔の重きものもあれば其實際收入金額より是等のものを取除き其殘金額を所得として之に稅金を課することにて即ち或る農民が其年の收穫物を買ひて六百圓の金を得たりとするも之を以て直に所得として稅金を取立つることなく此金額中より國稅何圓、地方稅何圓、區町村費何圓、備荒儲蓄金何圓、を引去り種又種代、肥料、借地料、農具及收穫場借入料並に此修繕料、雇人給料、負債利子、其外該事業に要する雜費合計何圓を引去り殘金額を以て所得金とし之に定則の稅金を課することなり故に件の六百圓中より前記の諸費を除き仍ほ三百圓以上の所得あれば國稅の義務を負はざる可らずと雖も減じて三百圓以下となれば第一條の成文に依りて稅金を納むるの限にあらざることなり商人又ハ製造を業とする者の如き亦之と同じく其收入金額より國稅、地方稅、區町村費ハ第一に取除け次に商人ハ販賣品の原價を製造

もど價のこと「肥料」こや
「營利事業」金餘の爲め
にする仕事「修繕料」つく
ろひ代「負債」借財のこと

「平均高」おしなせらしたる
金高「収入」入金のこと
「月額」月々の入金高「比
準」とは彼の物と此のも
のと較べる意味なり

者ハ其製造品の原物物代價を取除け其外孰れもその營業に属
する場所物件の借入料、修繕料、雇人われハ其給料、負債あれ
ハ其利子、及諸雜費を取除き其餘の金額を以て所得となし之
に定税を課せらるることなり然れ共前項「第一項」の直に其金
額を以て所得とせらるる者ハ全く本項を關せざることをたるを
記すべし是れ本項に第一項を除くの外と特に明記あるに據る
なり

第三 第二項の所得ハ前三箇年所得平均高を以
て算出せらるる但所得収入以來未だ三年ハ滿さざ
るものハ月額平均其平均を得難犯ものハ他ハ比
準を取りて算出せらるる
本項ハ前項「第二項」に記したるものハ所得金額を算出するの
方法を定められたるものなり是れハ第一項の官吏の俸給の如
きものハ其金高明瞭にして蔽ふ可らず隠すべからず又た之を
取調ふること甚だ容易なれども第二項にある商人や農民の所

得金高の如きハ日々月々に賣上高の差異あり年々歳々に収獲
物の多寡あり其年の所得金高ハ果して幾何ありしやを見出す
ことハ取調上實に錯雜困難の至りなれば其困難を避る爲め
として特に之に其算出法を定められたるものならん此の方法
に據るときハ商人の如き甲年「初年目とす」に三百圓の所得わ
り乙年「第二年目とす」に百五十圓また丙年「第三年目とす」に
四百五十圓の所得ありとせば此の三年間の所得金を合計し九
百圓となる之を三つに割れば一年間の平均所得金高三百圓を
得るを以てこの三百圓を丁年「第四年目とす」の所得金高と定
め其金高に對するの納税をなさしむるものとす然れ共若し其
商人家業を始めてより尙ほ三年に至らざるときは此法に據
り税額を定むること能はざれば此の如き場合に於ては月々の
収入金額を平均して次年の税額を定むること、せり又た或は
月々の平均をも算査する能はざる者「始めて商賣をなす者の
如し」あるときは他の同商人と比準し甲も一萬圓の資本にて

洋物店を開き一年一千圓の所得あれば乙も是と資本を同ふし
 商賣を同ふするに依り左ばかりの所得はあるべき等なりと認
 め其所得税を課せらるゝことなるべし左れ共この比準法の果
 して如何なる方法を以て實施するに未だ茲にの確と申陳べ
 難し其外農にまれ工にまれ其所得金算出の方法は皆な右に同
 じとす

第三條 左に掲ぐるものハ所得税を課せし

- 第一 軍人從軍中ハ係る俸給
 - 第二 官私より受くる旅費、傷痍疾病者の恩給金
及孤兒寡婦の扶助料
 - 第三 營利の事業ハ屬せざる一時の所得
- 本條ハこの税法に據りて所得税を納むるの限にあらざるものを指
 示されたるなり軍人武官の如き平素ハ納税の義務ある者なれ共其
 の戰場に臨み攻戰に從事せらるゝ場合に於てハ納税の義務なきも
 のとし「第一」政府と民間との區別なく何人にも旅費として受け

「課せず」課せし負荷せる
 と云ふ意にして税を擔が
 せることなり
 「軍人」いくさハのこと
 て上ハ大將中將少將よ
 り下ハ兵卒に至るまで皆
 ナ軍人なり
 「從軍」戰爭に推し出した
 る時をいふ
 「旅費」道中の入川金とし
 て貰ひたる金のこと

「傷痍疾病」傷痍ハ切り傷
 打ち傷等をいひ疾病ハや
 まいを云ふ

「等級」とハ段づけでも
 云ふ如く其事に區域を設
 け段々を定めたるなり
 「税率」標的即ち目安のこ
 となり

「端數」はした錢のこと

第四條 所得税ハ等級及税率左れ如し

- | 等級 | 所得金 | 税率 |
|-----|-----------|-------|
| 第一等 | 所得金高三萬圓以上 | 百分の三 |
| 第二等 | 所得金高貳萬圓以上 | 百分の二半 |
| 第三等 | 所得金高壹萬圓以上 | 百分の二 |
| 第四等 | 所得金高千圓以上 | 百分の一 |
| 第五等 | 所得金高三百圓以上 | 百分の一 |
- 但所得金高ハ圓位未滿の端數を算せし

本條ハ所得金高の多少によりて區別を立て一等より五等までとし
 税を課するの目安を定めたるものあり但し所得金高一圓以下の
 端數を算入せずこの方法に據るとき一年の所得三萬圓以上あ
 る者ハ百圓に付三圓の税を納め二萬圓以上の者ハ全二圓五十錢の
 税、壹萬圓以上の者ハ全貳圓の税、千圓以上の者ハ全壹圓五十錢の
 税、三百圓以上の者ハ全壹圓の税、を上納する割合にて其所得の少
 なる者ハ納税の割合をも輕うせられたることを記すべし

第五條 所得税ハ前半年分を其年九月以後半年分を翌年三月に納むべし

本條ハ納税の時期を定められたるものにて其年の一月より六月ま
 で半年分の税ハ九月までに納め又た七月より十二月まで半年分の
 税ハ翌年三月までに納むることなり

**第六條 此税法ハ依り税金を納むべき所得ある者ハ其年所得の豫算金高及種類を記し毎年四月三十日
 までハ居住地の戸長を経て郡區長に届出へし**

〔豫算金高〕前びろに大抵
 の見積りを立て假りに定
 めたる勘定書の金高あり
 〔種類〕其事柄の區分を云

〔管轄内〕支配内とかなじ

〔調査委員〕取調方を引受
 けたる役員

〔委員會〕委員の集りて相
 談すること云ふ

〔定數〕定めたる數

〔補缺員〕委員の不足した
 るとき其數を補ふ爲めに

〔正當の事由〕確かに道理
 備へ置く人々を云ふ

本條ハ所得金の届出方及び届出の時期を定められたるものにて其
 届出の仕方ハ凡ろ此税法に據りて納税すべき程の所得即ち一年に
 三百圓以上の所得ある者ハ其年の所得ハ果して幾何あるべきかを
 算當し而して尙ハ其種類に區別を立て、何々に幾何の收入あり又
 た何々に幾何の支拂あり差引幾何の所得ありと云ふことを明瞭に
 書面に認め撥て毎年四月三十日までに其住居せる地の戸長を経て
 之を郡長若くハ區長に差出すことあり

第七條 各郡區役所管轄内ハ七名以下の所得税調査

委員を置き毎年調査委員會を開き所得税ハ關する
 調査を爲さしむ

調査委員定數ハ外五名以下ハ補缺員を置き缺員の
 補充ハ備ふべし

調査委員及補缺員ハ選ばれたる者ハ正當の事由を
 以て之を辞するを得べし

本條より以下第二十三條までの専ら所得金高を調査する方法及

のある申分を云ふ

「選挙」選ひあけること

以順序に係ることを記したるものにて先づ之を取調る爲めに調査委員即ち所得税取調役なる者を置くことを定められたり扱てこの調査委員ハ一郡若くハ一区内に七名より多からざる定員とし毎年其人々寄り集りて相談を開き其郡区内の所得税幾何あるべきや等の事柄を取調ふることなり

この調査委員ハ一郡区内に七名より多からざる定められ共仍は其定数の外に補缺員なるものを五名以下置きて臨時調査委員が死亡疾病事故ありて不足するるとき其後役となすことなり

右の調査委員及び補缺員に選ばれたる者ハ自分が心に好まぬことして謂れなく辞退することハ相成ることなり尤も正當の事由ありて己むを得ぬ場合ハ此外なり

第八條 調査委員ハ其郡区内の選挙を以て定む

前條に記せる調査委員なるものハ何人が之を選び擧るといふにこれハ其郡区内の人が其郡区内の人の中より選ぶことなるを茲に定められたり

第九條 調査委員の選挙人被選人ハ二十五歳以上の男子

男子として其郡区内に現住し所得税を納むる者に限る但府縣會規則第十三條第一款第二款第三款第四款に觸るゝ者ハ被選人たるおとを得る同條第一款第二款第三款に觸るゝ者ハ選挙人たるおとを得

ず本條ハ調査委員を選び者との之に選ばれる者との身上を取極められたるなり即ち選べる者も、選ぶ者も孰も二十五歳より上の男子にして現在其郡区内に住居してこの税法に據りて所得税を納むる者に限ることあり然れども左の府縣會規則第十三條「明治十三年四月八日布告第十五號府縣會規則」

第一款 瘋癲白痴の者

第二款 舊法に依り一年以上懲役及國事犯禁獄の刑に處せられ満期後五年を経ざる者

新法に依り公權を剝奪及停止せられたる者又ハ一年以上輕禁錮

「選挙」人との調査委員を選舉する人のこと「被選人」との調査委員に選ばるゝ人のこと「府縣會規則」明治十三年四月八日布告第十五號なり「瘋癲」氣の違ひたる者「白痴」馬鹿もの或ハたはけ者「舊法」新律綱例、改定律例等舊の法律をいふ「新法」現に行はるゝ刑法等を云ふ「公權を剝奪及停止」公權との證人となり後見人となるが如き國民たるもの權利即ち持前を云ふ剝奪ハこの權利を奪はれたること停止ハ年限を定めて止められたることにて

共に一人前の人たるを得ざる者を云ふなり「辨償」償ひ返すこと「現役」現在其役に居るもの

「員數」かすと同じ
「資格」其人の身分といふこと
「便宜」都合といふに同じ

「範圍」圍の内のみとなり

の刑に處せられ主刑滿期五年を経ざる者
第三款 身代限の處分を受け負債の辨償を終へざる者
第四款 官吏及陸海軍諸卒現役の者

とある此の規則の第一、第二、第三、第四に當る者の委員に選ばれること能はず又た此の第一、第二、第三に當る者の委員を選ぶの人となること能はざるなり右の府縣會規則の註解ハ此書の頭書に詳

第十條 郡區長ハ各町村内ハ五名より多からざる町
村選舉人の員數を定め其町村人民中第九條の資格
を有せる者をして互選せしむ但便宜より多數町村
を合して五名より多からざる選舉人を定むること

と得
町村選舉人の第九條の範圍内ハ於て調査委員及補
缺員を選舉をべし
本條ハ調査委員を選舉する方法を示されたるものあり即ち郡區

長ハ一町内又一一村内ハ五名より多からざる委員を選むべき人の
數を定め扱て其町村人民中前條に記したる資格ある者をして相互
に其人物を選まじめ之を町村選舉人と稱し而して其選舉人ハ又更
に前條の規則に觸れざる者の中より調査委員及び補缺員を選び
ることあり尤もこの町村選舉人の町村の廣狹、人口の多少等の
便宜より多數町村を合せて五名より多からざる人員を選び差障な
きこと、爲せり

第十一條 調査委員の任期ハ滿四年とし二年毎ハ全
數の半を改選す但第一回の改選ハ抽籤を以て其退
任者を定む

調査委員に選ばれたる者の滿四年間々の職に居るものとすれども
二年毎に其半數だけを改選するあり尤も始めの一回ハ抽籤を以て
交代すべき人を定め其後ハ二年毎に半數の改選をなし委員ハ各
四年間々の役目に當ること、せり

第十二條 調査委員の手當旅費其他調査に關する費

「任期」務めの年限
「全數」残らずの數
「改選」舊の委員を止めて
新たに之を選むを云ふ
「抽籤」籤を引くこと
「退任者」委員を止める者

「調査」取調べのこと

〔國庫〕政府の金庫
〔支給〕下し賜はるること

〔納税者〕税を納むる人々
〔期限〕定めたる日限のこと

〔招集〕招き集めること
〔缺席〕出席せざること
〔互選〕相互に選びあふること

〔過半数〕半分以上をいふ
〔會議〕寄り合ふて相談すること
〔可否同數〕善しといふ者半分に悪しといふ者も又た半分ある時をいふ
〔會長〕會の頭分にして郡區長其役を務む

用ハ國庫より之液支給せし
委員は係る諸費用ハ國庫より支拂ひこれが爲め別區町村費等ハ取立てられざるなり

第十三條 郡區長ハ第六條の届書ハ據り所得金高下調書を製し其届書と共に調査委員會ハ付せへし

第六條より毎年四月三十日まで所得金の届出あるべければ郡區長ハ其届書の査閲を乞ひ更に下調書を作りて届書と共に之を委員の會議に下渡すなり

第十四條 郡區長ハ納税者と認むるものよして第六條の期限を過ぎて其届出を爲さざる者あると死ハ所得金高の見積を立て之を調査委員會ハ付せべし
郡區長の目よて彼れハ年ハ三百圓以上の所得ある者ありと見認る者よして其年の四月三十日まで其所得金高の届出を爲さざるものあるときハ郡區長ハ凡そ其所得の見積りを立て之を調査委員會ハ下渡すことあり

第十五條 調査委員會ハ郡區長ハ招集よ由り之を開く調査委員會の會長ハ郡區長を以て之ハ充つ郡區長缺席すると死ハ會員の互選を以て之を定む
委員會ハ郡區長の招きよより之を開くよとて其會長ハ郡區長これハ當るなり尤も郡區長出席せざるるときハ會員互に之を選ひ其選に當りたる者會長とあるなり

第十六條 調査委員會ハ會員過半数出席せるにあらざれば會議を開くことを得ざ會議ハ出席員の過半数を以て之を決し可否同數あると死ハ會長ハ可否せる處に依る但自己ハ所得ハ關するや其會議に與ることを得ず
委員の會議ハ其人員の半ば以上例へば委員七名あれば四人以上出席するよ非れば之を開くよとを得ず又た其會議ハ出席員の半ば以上例へば出席員四人なれば五人以上の同意よよりて之を決す然れ共若し可否孰れも同數あるときは會長の意見よ依り其可なりとす

「決議」相談の取極まりたるものを云ふ

「意見」心に落入らぬこと
「具状」申し出る事
「指揮」指圖と同じ

「不當」相当あらぬこと
「明細書」詳しく書きたる
勘定書のみと
「證憑」證據と同じ

「常置委員會」府縣會議員の中よて臨時の相談を開く役目を常置委員と云ふ
「處分」其事の始末を付けるを云ふ
「追徴」改めて取立ること
「還付」下げ戻すこと

る方に決議するなり尤も委員たる者ハ自分の所得に就てハ其會議
に加はりて意見を述べるよ能はず
第十七條 郡區長ハ調査委員會の決議に據り各納稅
者の所得稅等級金額を定め之收納稅者に達せべし
前條の會議よて議決したるものハ據り郡區長ハ其郡區内人民中稅
を納むる者の等級金額「第四條を見よ」を定められく之を其人に
通達するなり

第十八條 郡區長ハ調査委員會決議に關し意見ある

ときは府縣知事ハ具状を指揮を請ふべし

委員の決議ハ就き意見あるときは郡區長ハ其趣を府縣知事ハ申
出で指圖を受るよとあり

第十九條 納稅者ハ於て所得稅の等級金額を不當

するときは其達收受けたる日より二十日以内ハ所
得金高明細書及其證憑とあるべきものを添へ府縣
知事ハ申出ることを得但此場合ハ於けるも其税金

ハ達を受けたる金額に從て之を納むべし
前條ハ郡區長が委員の決議ハ意見ある場合を示し本條ハ之に反し
人民「税を納むる者」が郡區長の達したる税額に不當と思ふよとあ
る場合を示されたるなり此場合ハ於てハ納稅者ハ其達を受けたる
日より二十日を過ぎざる内ハ自分所得金高の明細書其外證據とな
るべきものを取纏め其不當とする次第柄を府縣知事ハ申出で調べ
直しを望むを得るなり尤も此場合とてモ税金ハ達を受けたる金額
を納めざるべからず

第二十條 府縣知事ハ第十八條、第十九條の場合

於てハ府縣常置委員會ハ付きて調査せしめ其決議
ハ據て之を處分せし但其處分納稅後ハ涉るとき
ハ税額の不足あるものハ之を追徴し過剩あるもの
ハ之を還付せし

前二條の場合ハ於て府縣知事ハ其申出の次第を府縣常置委員に取
調せしめ其決議に據りて其處分を定めらる、あり但し其處分永引

〔必要〕入用のもど
〔尋問〕問ひ正すもど

〔事件〕事柄といふが如し
〔漏洩〕漏らし傳へるもど

〔減損〕減らしたるもど
〔事實〕實地の模様
〔審査〕能く調べるもど
〔免稅〕稅を取らぬもど
〔既納〕已に納めてしまひたるもど

〔隱蔽〕つゝみ匿すもど
〔逋稅〕詐りて稅と出さぬもど
〔自首〕詐りたる罪と自分

て本人が税金を納めたる後、定まるるときは其已に納めたる金額の過不足を正し多きときは之を返戻し少きときは更に追徴するなり
第二十一條 調査委員會又ハ常置委員會ハ此税法に關し調査に必要と認むるときは納稅者に尋問せることあるべし

第二十二條 調査委員其他所得稅に調査に關する者ハ納稅者の資産及所得に係る事件を他ハ漏洩せしめず
調査委員の申す迄も其外人民所得稅の取調に從事する人々ハ其納稅者の身代又ハ収入に係る事を他人又ハ世間に漏らすもどと禁ぜられたるなり

第二十三條 納稅者其納期前於て所得金高十分の

五以上を減損したるやきは郡區長に申出ることを得郡區長ハ事實を審査して其稅額を減じ所得金高一箇年三百圓を下るものハ免稅せしめ但既納の稅金ハ之を還付せしめ

本條の納稅者が俄かハ所得を減じたる場合を示されたるなり即ち納稅者が毎年三月及び九月の二期、稅を納むる前於て其所得金十分の五以上例へは是迄年々八百圓の所得ありたる者が營業上事故ありて四百圓以上を減じ三百五十圓の所得となりたるが如き場合ハ之と郡區長に申出ると得るあり又郡區長ハ其申出の事實如何を詳しく取調べ實に其言ふが如くあれば其稅額を減じ其所得金高三百圓以下に下る者ハ全く其稅を免除するなり尤も其者より已に納めたる所の税金ハ之が爲め返戻せず

第二十四條 所得金高と隱蔽して逋稅したる者ハ其逋稅金高三倍の罰金に處せ但自首せる者ハ其税金を追徴し其罪を問はず

より白状するものと

〔科料〕罪命と同じみとなれども法律にて科料と云ふはそれより罪の輕さとの名なり

〔刑法〕の現在行へる、法律のこのなり
不論罪以下の解の下の段の解釋よて知るべし

〔施行〕實地に行ふものと
〔細則〕その税法を行ふに付きて記入たる手續等と定めたる規則を云ふ

本條以下第三十七條まで此の税法を犯したる者を處罰するの法
規を立てられたるあり即ち本條の所得金高と隠して實と偽り税
を逃れんとしたる者へ其逃れんとしたる税額の三倍例へ一圓の
税と免かれんとしたる者へ三圓の罰金に處するものと定められた
り尤も其非と悔ひ自首したる者へ更も其税金を納めしむるは止り
敢て其罪を問へれざるることなり

第二十五條 第二十二條を犯したる者へ三圓以上三
拾圓以下の罰金處せ

第二十二條を犯すとハ調査委員其他所得税の取調に關する其筋の
人々が納税者の身代及所得に係る事件を他へ漏らしたる場合を云
ふ斯の場合に於てハ其犯者を罰するハ本文の金高と以てすること
なり

第二十六條 第六條の届出を爲さざる者へ壹圓以上
壹圓九拾五錢以下の科料處せ

第六條の届出といハ毎年四月三十日までハ其年所得の豫算を立て且

長を経て郡區長に差出す届出を云ふ若し此の届出を等閑に付して
差出さざる者あれば之れに本文金高の科料を申付ることあり
第二十七條 此税法を犯したる者ハ刑法の不論罪
及減輕再犯加重、數罪俱發の例を用ひき

刑法の不論罪といハ其事柄に依りて其罪を問へれざるを云ふ例へハ
人を殺すと雖も其事たる拒ぐ可らざるの強制に遇ひ其意ハ非なるも
自己と防衛する爲め萬己むを得ざるの所爲に出たるの類ハ其罪を
問へれざるが如し減輕といハ其罪狀に依りて其罪を減じ輕くするを
云ひ再犯加重といハ罪を犯すと再三に及ぶときハ其罪を重くする
と云ひ又た數罪俱發といハ數件の罪案一時に發したるものハ一の重
き又從ひ之を所斷するを云ふなり以上ハ皆な刑法に明文われ共
此の税法の犯者ハ限りて此の例ハ用ひざるものと爲せり

第二十八條 此税法施行に關する細則ハ大藏大臣之
を定む
その税法の勅令を以て發布せられたる大體の規法よして此れより

生ずる込み入りたる實地施行上の細則ハ別ニ大藏大臣の定められ
たるもの不日發行せらるべし

第二十九條 此税法ハ明治二十年七月一日より施行
す

〔管轄〕支配といふが如し
〔官府〕政府といふと同じ

但北海道、沖繩縣及東京府管轄小笠原島、伊豆七
島ニ於てハ官府より受くる俸給、手當金、年金、及
恩給金の外ハ當分ハ内之を施行せし

其の税法ハ本年七月一日より之を實施せらる、よより吾々ハ其の
七月以後半年間の税金を納めざるべからず然れ共但書の如く北海
道以下島嶼の向ハ當分の内此法を行ハれず只だ官吏其他政府より
賜金あるものハ限り納税の義務を負ハせられたるハ政府ニ於ても
大ニ見らる、所ありての件詮議なるべく思ハる

附則

附則この此の税法に附帶したる規則といふことなり
本法第六條の届書ハ本年ニ限り七月三十一日まで

〔附則〕この税法よつきた
る規則なり
〔本法〕といふの税法を指
す

差出をへし

毎年四月三十日まで其年の所得金高豫算を届出ること第六條の
如くあれ共本年ハ下半年間の收税に止まることよて殊ニ四月三十
日ハ已ニ切迫の日限あれば此度ニ限り來る七月三十一日までと届
出日限ニ定められたるものなり

明治二十年三月二十三日出版御届

同二十年四月六日出版

定價金十五錢

著者兼出版人

牧村兼吉

東京麹町區隼町
二十三番地

發兌元

巖々堂

東京神田區淡路町
壹丁目一番地

同

贊育社

東京金杉村
二百六十三番地

捌

賣

同同同上同同肥同廣同尾同宮越園神同長同同橫同同同西
同同同州同州後同嶋同同州同城後館戶同崎同同濱同同京
同同同高同前同前橋本同橋本同名古屋本同縣仙屋本同大町四丁目
同同同嶋同前同前橋本同橋本同名古屋本同縣仙屋本同大町四丁目

松柳文煥江煥報長松早石永伊木林常嶋鶴安角師中田改福村
野野心平川平告嶺村速版東四兵兵富兵兵富兵兵富兵兵富兵兵富兵兵富兵兵富
吉舍堂堂三堂堂郎衛舍舍郎衛助吉衛堂藏郎貞衛吉衛堂郎衛

同同培千下同常常福栞同同同上同同同野同栞同同同信同同
同同同縣縣縣十石水縣縣相同同州同州同州同州同州同州同州同州同州同州
同同同縣縣縣十石水縣縣相同同州同州同州同州同州同州同州同州同州同州

長近中朝立柳朝柳博管白齋ッ糸木堀和三城手堺鼠高西文下
嶋村野日屋且向甚藤三太次太泉常祐二衛考左衛門郎堂吉
郎堂郎衛舍堂吉堂堂平吉郎郎郎郎舍堂郎郎門藏門郎堂吉

捌

賣

同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同
同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同
南三同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同

兔九山中博榭榮法田文金山森水小高開春牧清柳須北九大丸稻
野中孝之助堂社吉店衛郎社堂衛平郎衛助堂堂衛郎郎二衛衛店衛

同同大同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同
同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同
本備北牛本下小同芝同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同

岡此柳深盛岡青松山誠日有有桃秩興集澤國中尙小吉有山撥
島村原野村山井中誠日有有桃秩興集澤國中尙小吉有山撥
真彥兵兵庄清兵兵

